

防犯青森

～令和4年春号～

No.276

令和4年4月18日発行

公益社団法人 青森県防犯協会連合会
〒030-0801 青森市新町二丁目3番1号
TEL 017-777-5959 FAX 017-775-4211

令和4年春の「安全・安心まちづくり旬間」



4月21日(木)～4月30日(土)

活動重点

- 1 子供と女性の犯罪等被害防止
- 2 特殊詐欺の被害防止
- 3 鍵かけの励行による窃盗被害防止
- 4 万引き防止

犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現は、県民共通の願いであり、生活の基盤となるものです。県民の皆さんも一体となって、安全で安心して暮らせる青森県の実現に向けた取組を進めていきましょう。

青森県は「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」に基づき、安全・安心まちづくりについての関心と理解を深めることを目的に、県と警察、防犯協会を始めとする関係機関・団体が緊密に連携し、各種犯罪の抑止対策を集中的に展開する期間として、**安全・安心まちづくり旬間**を設けています。この旬間中、県民の皆さんの体感治安を改善し、自主防犯意識の向上を図ってまいります。

1 子供と女性の犯罪等被害防止

令和3年中の子供及び女性に対する不審な声掛け等の**前兆事案(※)**は**630件**で、前年に比べ**60件増加**し、依然として多数発生している状況です。

【最近3年間の子供と女性に対する声かけ等前兆事案等の認知件数】

	令和元年	令和2年	令和3年	前年同期比
認知件数(件)	648	570	630	+60

不審な声掛けやつきまとい事案等は、被害に遭った子供や女性のみならず地域の方に大きな不安を与えるなど、社会全体への影響が極めて大きいことから、旬間中は防犯ボランティア等と連携した警戒・見守り活動等を推進します。

皆さんの通報が、事案の早期解決、被害の拡大防止につながります。

不審な人を発見した際は、**警察への早期通報**をお願いします。

事件が発生してから、「子供の後をつけ回す変な人がいると近所でウワサになっていた」、「いつも見かけない車が長時間駐車していた」、「うちの子も声をかけられた」といった情報を入力することがあります。

そうした情報などが潜在化しないように、警察への早期通報・相談をお願いします。

2 特殊詐欺の被害防止

令和3年中の特殊詐欺被害状況は、認知件数が45件、被害金額が約7,584万円で、認知件数は増加し、被害金額は減少しました。

【最近3年間の県内の特殊詐欺被害状況】

	令和元年	令和2年	令和3年	前年同期比
認知件数(件)	31	38	45	+7
被害金額(円)	約1億280万	約1億1,174万	約7,584万	-約3,590万

昨年は、市町村職員や金融機関職員をかたる者から、還付金手続き名目で、ATMに誘導され、お金を送金させられてしまう**還付金詐欺**が多発し、高齢者の方に対する被害が多く発生しました。

また、実在する企業をかたり「未納料金がある」旨のショートメールが届き、記載の電話番号に連絡すると、「有料サイトの未納料金があり、今日中に支払わないと裁判になる」などと言い、電子マネーの購入やATMでの振込を指示され、お金をだまし取られてしまう**架空料金請求詐欺**の発生も見られました。

警察では特殊詐欺被害防止のため、幅広い年齢層に向けた広報啓発活動を推進するとともに、県内の金融機関、コンビニエンスストア等と連携して「**STOP! ATMコーナーでの携帯電話**」運動を展開しています。

ATMの前で、携帯電話で通話をしながら、操作をしている方を見かけたら「詐欺じゃないですか」と声がけをお願いいたします。

お金に関する電話やメールは信用せず、必ず家族や警察に相談してください。



犯罪のない安全・安心まちづくりシンボルマーク

※ 「前兆事案」とは、子供や女性を対象とする性犯罪、誘拐事件などの前兆とみられる事案をいいます。例としては、道案内や送り届けなどを口実とした声掛け行為、つきまとい行為、待ち伏せ行為、身体接触行為、のぞき見行為、盗撮行為、身体露出行為などがあげられます。



3 鍵掛けの励行による窃盗被害防止

令和3年中の「自転車盗」、「車上ねらい」及び「侵入窃盗」被害の多くが**鍵を掛けていない状態**で被害に遭っています。**鍵掛けは簡単にできる防犯活動**です。習慣にして、自主防犯に努めましょう。

旬間中は、駐輪場等において、自転車の利用が多い中高生等に対する鍵掛けを呼び掛け、窃盗被害を防止します。

自転車盗等の発生が多い地区等においては、青色回転灯を装備した自動車を運用する団体等と連携した警戒活動を強化します。



4 万引き防止

令和3年中の万引きの件数は、刑法犯全体の約2割と高くなっています。また、万引きの検挙人員の内、**約5割が65歳以上の高齢者**です。



万引き防止シンボルマスコット「マンボーくん」

【最近3年間の県内の万引き発生状況】

	令和元年	令和2年	令和3年	前年比
認知件数(件)	634	638	573	-65
検挙人員(人)	279	475	414	-61

万引きは**窃盗罪**です。10年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

万引きを安易に見逃すと、再犯やより悪質な犯罪に手を染めることにつながりかねません。**「万引きをしない」**ことはもちろんですが、旬間中は、多発店舗におけるパトロールを強化するとともに、店舗管理者と連携して万引きをさせない売場環境づくりをします。

新学期の少年非行防止対策

4月は、進学・進級・就職など、子供たちにとって**大きく生活環境が変わる時期**です。

新生活の中で不安やストレスを抱え、万引きなどの非行や、深夜はいかい、喫煙、飲酒などの**不良行為**に走ってしまったり、進学・進級を機に所持したスマートフォンを利用する中で、SNSへの書き込みなどに起因した**ネットトラブル**に巻き込まれてしまう危険性も高まります。

子供たちを非行や様々なトラブルから守るためには、家庭・学校・地域が協力し、**子供たちが安全に安心して暮らせる環境を作ることが大切**です。

日頃から、家庭において子供との対話を大切にすることはもちろん、地域みんなで子供一人一人を見守り、「愛の一声」を掛けましょう。



◆ 令和3年の県内の少年非行概況

区 分		年 別	令和2年(人)	令和3年(人)	増減(人)
非 行 少 年 等	刑 法 犯	犯罪少年	77	51	-26
		触法少年	43	59	16
		計	120	110	-10
	特 別 法 犯	犯罪少年	24	9	-15
		触法少年	0	0	0
	計	24	9	-15	
△ 犯少年	9	0	-9		
不良行為少年	1,167	816	-351		
合 計	1,320	935	-385		

令和3年中の県内における刑法犯少年（刑罰法令に触れる行為をした少年）は110人で、前年から10人減少しました。

刑法犯少年のうち、犯罪少年は大幅に減少しましたが、触法少年（14歳未満）は前年から16人増加しており、**非行の低年齢化が深刻**です。



◆ フィルタリングで子供を守ろう

子供たちがSNSなどを利用する中で、**書き込みをめぐるトラブルや犯罪に巻き込まれてしまうケースが全国的に発生**しています。

小学校でもタブレットが導入され、低年齢のうちからインターネットに触れる機会が増えていますが、安全・安心にインターネットを利用できるよう、**子供たちが使用するスマートフォンや通信型ゲーム機などには、「フィルタリング」を確実に設定**しましょう。

『フィルタリング』は、子供たちにとって有害なサイトやコンテンツへの接続をブロックしたり、アプリにパスワードを設定して起動を制限することで、安全で安心なネット環境を整えることができるサービスです。



◆ 子供に関する相談は『少年サポートセンター』へ

青森少年サポートセンター	新町センター	☎ 0120-58-7867
	安方センター	☎ 017-776-7676
八戸少年サポートセンター		☎ 0178-22-7676
弘前少年サポートセンター		☎ 0172-35-7676

※ メールでの相談も受け付けています。詳しくは「青森県警 少年サポートセンター」で検索！



春の山菜採りの遭難防止

毎年、春の山菜採りの遭難が後を絶たず、中には尊い命を失う場合もあります。令和3年中の山菜採りの遭難状況を見ますと、発生は13件15人、死者は3人でした。

1 令和3年中の春の山菜採り遭難の特徴

- (1) タケノコ採りの遭難が多い**
毎年山菜採りで最も遭難が多いのはタケノコ採りです。令和3年中の山菜採りの遭難者15人中12人がタケノコ採りであり、全体の80%を占めています。
- (2) 高齢者の遭難が多発**
遭難者15人中14人が65歳以上の高齢者となっており、全体の約93%を占めています。
- (3) 「道迷い」が圧倒的に多い**
「道迷い」が原因で遭難した人が9人と全体の60%を占めています。



2 遭難防止のためのアドバイス

山に出かける前に

- 体調を確認し、できるだけ2人以上で出かける。
- 天気予報を確認し、家族などに行き先や帰宅予定時間を知らせておく。
- 入山場所や地形を地図などで確認する。
- 携帯電話や食料等、必要な装備を持つ。

万が一、道に迷ったら

- 日没後は歩き回らず救助を待つ。
- ヘリコプターの音が聞こえたら、見通しの良い場所でタオルなどを振って合図する。

山に入るとき、山に入ったら

- 携帯電話は車に置かず持ち歩く。
- 奥に入り過ぎず、お互いに声を掛け合い位置を確認する。
- 急斜面や崖など危険な場所は避ける。
- 集合時間を必ず守り、早めの下山を心がける。



令和3年5月 葛川臨時交番開設式

青森県警察防犯アプリ「まもリン」運用中！

このアプリでは、みなさんの身近で発生する事件の情報や、子供や女性を対象とする事案の情報などをタイムリーに提供しています。

配信した情報は地図上に表示されるので、お子様からご高齢の方まで分かりやすく情報を把握することができるようになっています。

ほかにも、情報をリアルタイムでプッシュ通知する機能や防犯ブザー機能など、様々な機能を備えています。

ダウンロードは無料です。iPhone版とAndroid版がありますので、各QRコードからダウンロードをお願いします。



(iPhone版)



(Android版)

自転車に防犯登録をしましょう！

春を迎え、通勤・通学等に自転車を利用する機会が多くなります。

自転車の利用者には、自転車防犯登録が法律で義務づけられています。

防犯登録することにより、自転車の持ち主が特定でき、放置自転車の所有者への返還、盗難の防止、盗難にあった場合のすみやかな被害回復が可能になります。

自転車の購入、譲渡などにあたっては必ず防犯登録の手続きをしましょう。

詳細は、自転車販売店又は青森県自転車防犯協会連合会 ☎017 (734) 5988 までお問い合わせください。



◆ 令和3年度定例理事会の開催

令和3年度定例理事会は、3月14日（月）、青森市文化交流施設ねぶたの家ワ・ラッセにおいて、理事及び監事全員が出席して開催されました。

理事会では、令和4年度事業計画及び令和4年度収支予算の議案や報告事項について了承され、すべて原案どおり承認されました。



◆ 防犯ポスターと標語・青パト写真を募集します！

令和4年の全国地域安全運動等の一環として、「ポスター」、「標語」、「青パト写真」を下記の要領で募集しています。多数のご応募をお待ちしております。

応募期限	令和4年6月10日（金）	
課題	ポスター	幅広い世代が参加する防犯ボランティア活動
	標語	幅広い世代が参加する防犯ボランティア活動
提出先	各地区防犯協会	



※ 詳しくは、県防連ホームページをご覧ください。各地区防犯協会におたずねください。

◆ 各地区防犯協会の活動状況

青森地区防犯協会・平内地区防犯協会

防犯カメラ運用開始式の開催

安全・安心まちづくり「防犯カメラ設置促進事業」により、青森市内4か所に4台の防犯カメラを設置したことから、3月18日青森警察署で運用開始式を開催しました。

開始式では、平内町内に設置した5台の防犯カメラについても、平内地区防犯協会からオンラインで紹介されました。



八戸地区連合防犯協会

防犯カメラ設置促進事業報告会の開催

3月9日八戸警察署で、「防犯カメラ設置促進事業報告会」を開催しました。

報告会では、令和元年度から開始した同事業の概要を説明し、事業開始から3年間で市内127か所に298台を設置・運用していることを報告しました。



弘前地区防犯指導隊

特殊詐欺犯被害防止広報活動

2月の年金支給日に中三弘前店前及びみちのく銀行下土手町支店において、弘前警察署員とともに来店客に対し、特殊詐欺の被害防止に関するチラシを配付して防犯意識の向上を呼びかけました。



野辺地町防犯協会・野辺地町防犯指導隊

特殊詐欺犯被害防止広報活動

2月の年金支給日に野辺地町内の金融機関3か所において、野辺地警察署員とともに、金融機関を利用する高齢者等に対し、広報用チラシを活用し、特殊詐欺被害防止を呼びかけました。



◆ 防犯連絡所総代会議は中止

2月に開催を予定していた令和3年度防犯連絡所総代会議は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催を中止しました。

賛助会員を募集しています

公益社団法人青森県防犯協会連合会は、犯罪のない明るく住みよい社会を実現するため、防犯意識の啓発等の事業に取り組んでいます。

この趣旨にご賛同、ご支援をいただける団体及び個人の賛助会員を募集しております。

賛助会費（年額）は、団体10万円、個人10千円です。

入会のお問い合わせは、事務局までご連絡ください。

多くの方のご理解、ご協力とご加入していただきますようよろしくお願いいたします。

公益社団法人青森県防犯協会連合会事務局
電話 017-777-5959 ✉ aokenbouden@snow.ocn.ne.jp

公益社団法人
青森県防犯協会連合会
防犯賛助会員